

戒告第 5 号

令和 7 年 7 月 23 日

東京農工大学弓道部 御中

全日本学生弓道連盟

執行委員長 林 健介



戒告処分通知書

貴学弓道部は、下記に記載の行為を行い、本連盟主催大会の運営に支障を与えました。

よって、全日本学生弓道連盟規約第 29 条の 2 に定めるところにより、貴学弓道部に対して戒告処分を行い、態度改善を強く求めます。

記

1. 戒告処分の原因となる事実

令和 7 年 6 月 27 日に尺二的 5 個の提出を求めたにも関わらず、当日提出を行わなかった。

2. 釈明について

令和 7 年 7 月 20 日に釈明文を受理した。

内容について連盟役員内で審議し、戒告処分適当と判断した。

以上